許可割賦販売業者営業保証金取戻し公告

　割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第十八条の二第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

一、名称　株式会社日本官報

　　代表者の氏名　代表取締役　日本　太郎

　　本店の所在地　東京都千代田区丸の内一丁目

　　　　　　　　　三番五四号

二、廃止した営業所の名称及び所在地並びにその廃止した年月日

　①　●●営業所

　　　●●県●●市●丁目●番●号

　　　廃止年月日　令和　　　年　　月　　　日

　②　●●営業所

　　　●●県●●市●丁目●番●号

　　　廃止年月日　令和　　　年　　月　　　日

三、営業保証金等の金額

　①　営業保証金の総額　金●●円

　②　営業保証金の取戻額　金●●円

四、前号の営業保証金につき割賦販売法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を●●●●●●に提出すること。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金は取り戻される。

　令和●年●月●日

　　東京都千代田区丸の内一丁目三番五四号

　　　　　　　　　　　　　株式会社日本官報

　　　　　　　　　　代表取締役　日本　太郎